

高額資料購入手続きに関する申合せ

令和元（2019）年5月29日
研 究 資 料 委 員 会

国際日本文化研究センター（以下「日文研」という。）における高額資料の購入の手続きについて、以下のとおり申し合わせる。

（用語の定義）

1. 本申合せにおける用語の定義は次のとおりとする。

（1）高額資料

価格が1件50万円以上の資料。

（購入手続き）

2. 資料課配分予算による購入の手続きは、以下の流れで行う。

（1）高額資料の推薦者（以下「推薦者」という。）は、「推薦理由文」「当該資料の内容・形態がわかる参考資料」を用意し、資料課に申し込みを行う。当該資料が1件300万円を超える場合は、2人以上の推薦者を必須とする。

（2）資料課は取扱い業者から見積書を徴取し、（1）の提出資料と併せて、研究資料委員会（以下「委員会」という。）に議題として提出する。主たる推薦者は、委員会にて直接理由を説明する。

（3）委員会は、提出された資料を元に、図書館に所蔵する資料に相応しいものであるかを審議する。委員会で購入が承認された場合、直近に開催されるセンター会議で報告し、当該購入の承認を得る。

（4）センター会議で購入が承認された場合は、推薦者に通知するとともに、速やかに購入手続きを進める。1件300万円を超える場合は、購入後、推薦者による高額資料の説明会を実施する。

3. 資料課配分予算以外の財源による購入の手続きは、以下の流れで行う。ただし、推薦者が前項の購入手続きを希望する場合は、本項（2）以降の流れを、前項の手続きにより行うことができる。

（1）推薦者は、事前に使用する財源を所管する会議において購入の承認を受けると共に、所管財源の残高を確認し、購入が可能であることを確かめる。

（2）推薦者は、購入対象の「内容・形態がわかる資料」「前項の購入を決定した記録」を用意し、資料課に申し込みを行う。

（3）資料課は取扱い業者から見積書を徴取し、（2）の提出資料と併せて、委員会に議題として提出する。なお、審議は原則委員会にて推薦者の直接の説明をもって

行うが、迅速な処理を必要とする場合は委員長の判断により、書面による協議も含めて適切な方法で実施することを可能とする。

(4) 委員会は、提出された資料を元に、図書館に所蔵する資料に相応しいものであるかを審議する。

(5) 委員会で購入が承認された場合は、速やかに購入手続きを進める。審議結果については、推薦者に通知するとともに、センター会議に事後報告として行う。

(その他)

3. この申合せは令和元（2019）年5月29日から適用する。